

## 大分県建設工事検査要綱

R2改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県建設工事検査規程（平成23年大分県訓令甲第15号。以下「検査規程」という。）に基づき、土木建築部及び農林水産部が施工する建設工事（土木工事、農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事、電気・機械・電気通信等の設備工事及び建築工事等）の検査の実施について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 検査員

土木建築部工事検査室長（以下「工事検査室長」という。）、本庁の発注機関の長及び地方機関の長から検査を命ぜられた者をいう。

(2) 監督員

大分県公共工事請負契約約款（平成27年大分県告示第200号。以下「約款」という。）第9条に規定する者をいう。

(3) 受注者

県と工事の請負に関し契約を締結した者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、検査規程第2条に定める検査とする。

2 完成検査は、約款第31条に規定する工事の完成の確認及び約款第39条に規定する指定部分に係る完了の確認をするための検査をいい、出来形確認又は中間検査で既検査した部分を含め、すべての出来形について行うものとする。

3 出来形確認は、約款第38条及び第52条に規定する工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料の確認をするための検査をいう。

4 中間検査は、次のものをいう。

(1) 約款第33条の規定に基づき工事目的物の全部又は一部を使用する場合に、特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査

(2) 橋梁等の構造部材の仮組立等で特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査

(工事検査室長が行う検査)

第4条 工事検査室長は、次項及び第3項に定める工事について前条の検査を行うものとする。

2 土木建築部の工事

(1) 本庁の発注機関の長が執行する一件の設計金額が1千万円以上の工事

(2) 地方機関の長が執行する一件の設計金額が8千万円以上の工事

(3) 本庁の発注機関の長及び地方機関の長が執行する一件の設計金額が1千万円以上の

設備工事（電気・機械・電気通信工事）

- (4) 前三号に掲げるもののほか、本庁の発注機関の長及び地方機関の長から検査を依頼された工事

### 3 農林水産部の工事

- (1) 本庁の発注機関の長が執行する一件の設計金額が1千万円以上の工事  
(2) 地方機関の長が執行する一件の設計金額が3千万円以上の工事  
(3) 本庁の発注機関の長及び地方機関の長が執行する一件の設計金額が1千万円以上の設備工事（電気・機械・電気通信工事）  
(4) 前三号に掲げるもののほか、本庁の発注機関の長及び地方機関の長から検査を依頼された工事

(本庁の発注機関の長が行う検査)

第5条 本庁の発注機関の長は、次の各号に定める工事について第3条の検査を行うものとする。

#### (1) 土木建築部の工事

本庁の発注機関の長が執行する一件の設計金額の1千万円未満の工事(設備工事(電気・機械・電気通信工事)を含む)

#### (2) 農林水産部の工事

本庁の発注機関の長が執行する一件の設計金額の1千万円未満の工事(設備工事(電気・機械・電気通信工事)を含む)

- 2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法、その他、当該本庁の発注機関の長が行うことができないと判断される工事の検査は、工事検査室長に依頼することができる。

(地方機関の長が行う検査)

第6条 地方機関の長は、次の各号に定める工事について第3条の検査を行うものとする。

#### (1) 土木建築部の工事

地方機関の長が執行する一件の設計金額が8千万円未満の工事及び1千万円未満の設備工事（電気・機械・電気通信工事）

#### (2) 農林水産部の工事

地方機関の長が執行する一件の設計金額が3千万円未満の工事及び1千万円未満の設備工事（電気・機械・電気通信工事）

- 2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法、その他、当該地方機関の長が行うことができないと判断される工事の検査は、工事検査室長に依頼することができる。なお、設備工事（電気・機械・電気通信工事）の検査において、特に専門的知識を有する必要があると判断されるものは、工事検査室長が行うものとする。

(部外との協定に基づく検査)

第7条 土木建築部及び農林水産部以外の部局との協定に基づく検査については、この要綱に準じて検査を行うものとする。

(検査の基準)

第8条 検査員の行う工事の検査基準は、別に定める。

(検査員の任命)

第9条 検査員の任命は、受注者から提出された工事完成通知書又は出来形確認要求書を受理したとき及び中間検査を必要とするときに行うものとする。

2 2人以上の検査員により検査を行う必要があると認められる場合は、それぞれの検査員の検査の対象を工事の施工区間、工事の種別等により定めるとともに、総括する検査員を定めなければならない。

(検査の指示)

第10条 検査員は、適正な検査を行うため必要な事項について、受注者に対して指示をすることができる。

(検査の処理)

第11条 検査規程第7条第2項の規定による報告は検査結果報告書(第1号様式)により、同項の規定による通知は検査結果通知書(第2号様式)により行うものとする。

(検査の復命)

第12条 検査規程第9条の規定による復命は、工事検査復命書(第3号様式)により行うものとする。

(修補方法等の検討)

第13条 発注者は、受注者に修補その他適当な処理を行わせる場合は、必要に応じて検査規程第10条第1項の建設工事検査委員会に諮り、その審議結果を踏まえてその方法等を決定するものとする。

(帳簿の保管)

第14条 工事検査室長、本庁の発注機関の長及び地方機関の長は、工事検査台帳(第4号様式)その他必要な帳簿を保管するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。(平成16年4月1日建政第2号)

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に提出されている報告その他の手続は、この要綱によってなされた報告その他の手続とみなす。

3 大分県土木建築部工事検査要綱(平成13年4月2日伺い定め)は、廃止する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月30日工検第438号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。(平成19年4月26日工検第68号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年3月30日工検第795号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月21日から施行する。(平成23年10月21日工検第55号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。(平成24年6月29日工検第418号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。(平成27年9月18日工検第411号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月21日工検第925号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月24日工検第787号)